

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)33377-4649

FAX(03)32299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

現場無視の労務管理が根本原因

大佛 一郎……………2

JR西の脱線事故

『職員厚遇』問題の意味するところ

原 義弘……………5

—医療保障の充実を求め、憲法改悪に反対する立場からの見解—

予断許さぬ憲法論議……………7

—自治労「国の基本政策検討委員会」中間報告について—

◇資料

自治労「国の基本政策検討委員会」(二〇〇五・三・九)

国の基本政策検討委員会中間報告・要旨……………8

「改憲」新聞はソレ行け、「護憲」新聞は迷い……………10

—新聞ジャーナリズム、五月三日「社説」—

情報技術革命と電話サービス……………11

—コールセンターの組織化(上)—

◇資料◇ 衆院憲法調査会中山太郎会長のインタビュー……………13

—農協職場とJR西日本—

畠山 勝巳……………14

読者からのおたより……………13

刊 旬 社 会 通 信

NO. 934

二〇〇五年五月二一日号

二〇〇五年五月二一日発行
(毎月一日・二二日・三三回発行)

現場無視の労務管理が根本原因

JR西の脱線事故

JR西だけではない！

JR移行後初めての大惨事、四月二九日現在の死者一〇七名、戦後四番目の鉄道事故。これが、JR福知山線で二五日起きた快速電車の脱線事故の被害状況である。

当初、マスコミは「運転士の速度オーバーが原因」との主張であったが、日がたつにつれて「列車運行、運転士への指導教育、内部通達」が問題視されてきている。過密ダイヤ、遅れに対する異常な「警告」、「日勤教育」とのJR内部の現場に視線が注がれるようになってきた。

この事故は、JR西日本の特殊事情ではない。JR東海、JR東日本など、全ての鉄道事業にいえることである。それは、民間会社になって他企業との競争にうち勝つ事が最優先課題とされていることである。JR西日本では、阪急、阪神、近鉄、南海、京阪、との激しい競争にうち勝つため「スピード」を売りにしている。

東海道新幹線は航空各社との競争を社員に植え付けている。JR東も同様に私鉄、航空各社との競争である。この競争で一番重要視されるのが一分でも早く走らせるスピード競争である。利潤追求は「言葉では安全と言うが、いかに人件費を削り、労働者一人ひとりに重労働を強いらせ、そこから発生するミスには処分と異常な責任追及で乗り切る」。結果として大惨事を引き起こす事となったのである。「まさに利潤追求優先の合理化が生み出した歴史的大惨事と言える」。

今こそ、事故が起きた主要な原因を徹底的に暴露し、JRに改善を求めない限り、第二、第三の事故が起きる事は疑う余地がない。電車と運命を共にした運転士、二三歳というあまりにも短い人生、同じ運転士として「彼の心理状態」がひしひしと伝わってくる。この犠牲を無駄にしたくない。してはいけない。

はっきり言う。「運転士は速度制限をオーバーしてまで運転する人は一人もいない」、これが結論である。ここから議論を出発させないと本質が見えてこない。

四年前に「新幹線運転士、帽子を忘れて走行中運転台を離れる」との見出しで、新聞、テレビから「おもしろおかしく」報道された。はっきり言う。「走行中に運転席を離れる運転士は一人もいない」。なぜ、考えられない行動をとるのか。今回の事故で、多くの運転士が「気持ちが悪くなる」との声が聞かれる。この二つの事件、事故は共通している。今も続く「JRの異常な労務管理」にある。

その実態Ⅱ「恐怖管理」

管理者の高圧的言動 国労文化に「JR東海におけるパワーハラスメントの防止とメンタルヘルス」の記事がある。まさしくJR東海の運転士と車掌の実情が詳細に書かれている。まず、国労東海が「パワーハラスメント」について調査した結果として、八三%（五六八名）が「職場が暗くて気が重く働きにくい」とし、その原因に「ミスに対して異常な対応がされている」が八二%を示している。気が重くなる症状として、三三%（一六二名）が「恐怖心が常にある」、三八%（一八四名）が「出勤拒否症になりそう」と回答している。

管理者の高圧的言動による精神的苦痛を感じている人が八割弱に達している。

続けてこう書いてある。「何かミスをする与管理者が複数で囲み追及する」、「貴重品の紛失、事故など起こすと状況報告、顛末書、始末書、今後の対策を書かせる。勤務は日勤」、「助役の添乗（乗務中運転台に乗ってくる）中に諮問、喚呼用語を間違えると威圧的態度で注意する」。「運転士の訓練はシミュレーションで行われるが、少しでも間違えたと最後まで訓練を行わず途中退場になる」と。これが現場の実情である。

JR福知山線の事故で「回復運転。スピードの出し過ぎ」として、「一秒単位の報告、遅れに対する内部通達、処分、日勤教育」が明らかにさせてきている。JR東海の各乗務員職場も全く同じと言える。

「定時運転」の重圧 「定時運転」は一秒、一秒が重くのしかかる定時運転とはどのようなものか、発車時刻、通過時刻、到着時刻は一五秒単位で決められている。許容範囲は、プラス・マイナス一五秒である。理由のない遅れ、早発は、一発で命取りとなる。三〇秒遅れでは長時間の状況報告作成（責任追及）を強いられ、今後の個人としての事故防止対策シートを書かされる。

一分前後では、状況報告、始末書、顛末書、対策シート作成が日勤指定で行われ、管理者の責任追及が厳しく行われる。その後、運転士としての仕事からはずされ車掌業務の仕事に従事することとなる。（まさしく一分の一秒の遅れが人生を変える要素となっている）そして、恐怖のフォロー試験（この試験に合格しないと運転士に復帰できない。一年での合格は早いほうで、二年、三年経っても復帰できない運転士が数十名いる）となる。

運転中は時計の秒針との「にらめっこ」で速度計算を行っている。一秒がなぜ問題なのか。一五秒の遅れは定時刻と見なされるが、一六秒は三〇秒遅れとして記述することとなっている。四五秒は三〇秒の遅れだが、四六秒は一分の遅れとして記述する。まさに一秒が重くのしかかる事となる。逆に二〇秒早いと「運転未熟」とされる。

この一秒を取り戻すために「責任追及とフォロー試験の恐怖」から「速度オーバー」が心理的に動くこととなる。また、停車時のブレーキを（詰める）事により一秒を取り戻そうとする。（詰めるとはブレーキ距離を短くすること）このことは、停止位置不良（新幹線は許容範囲一メートル）を起こす要因にもなる。行き過ぎは当然遅れを増発させることとなりより重い処分となる。

「恐怖のフォロー試験」 「恐怖のフォロー試験」とは何か、責任事故の内容により五段階に分かれている。学科二科目、運転整備、シミュレーションによる応急処置、運転操縦とあり、各すべてが九〇点以上でないと合格しない。どうしてもクリアできずに、運転士復帰をあきらめた乗務員も多にいる。

フォロー試験の恐怖は、日常生活がフォロー試験に支配され、休日でも勉強、勉強で重苦しい日々が続く、家庭にあっても家庭生活を楽しむ事ができず、笑顔が消え、家族に八つ当たりするようになる。なぜか。点数が悪いと科長、助役から激しい罵声が浴びせられる。「やる気があるのか、あと何回で受かる気だ、だめだったら運転士やめるか」等々、言いたい放題である。会社の判断で「運転士として不適」の烙印を押され他職場（駅等）への配転である。

重苦しい雰囲気は至るところに 重苦しい状況は至る所で作られている。乗務前に「一口諮問」が行われる。多くの乗務員が「恐怖の第一関門」と呼んでいる。助役から「掲示の

内容、規定類、車両構造、その他会社の施策、規定」等について質問を受ける。どの様な諮問にも即答が要求される。答えられないと「あなたはそんなことも答えられずによく運転してるね。何年運転してるのか、ベテランでしょう。なんでこんな事も知らないのか」となじられる。自尊心がズタズタに傷つけられる。回答が不十分として次回再質問がくる。場合により翌日指導科に呼び出され、「回答できない理由を聞かれてその責任を問われる」。異常な精神状態での運転乗務となる。

指導添乗というのがある。指導助役が運転士の横に座り、運転業務の作業手順、確認の喚呼用語（マニュアル化）の一言一句、間違いを探し指摘する。そして、諮問による知識の確認を行う。二秒遅れて到着しても「何で遅れたのか」との指摘、「指先に意識がこもってない。指先と目線が離れている」。「ブレーキ試験良好」と喚呼すれば「良好でなく終了でしょう」と指摘される。乗務終了後「添乗時にできていないと言うことはふだんやってない証拠」として、指導科に呼ばれて様々なことを言われ、対策シートの提出が求められる。提出しても一回で受け取るとは限らない。提出の度に小言を言われる。家に帰っても頭から離れない。精神的に疲れてくる状況が生み出される。苦痛な日々が続く。

恐怖は様々に作られている。乗務前に「帽子の紋章が少し傾いていた。ワイシャツの第一ボタンがはずれていた」、指摘を受けてその場でなおしても、翌日助役に呼ばれ指導を受ける。「ロッカーにかぎをかけたままだった。セキュリティボックスが開いていた。手帳を置き忘れていた。携帯品の一時置き忘れ」など、一言注意ですむことを「状況報告、対策シート」を乗務員が見える前で書かせる。

出勤恐怖症・早期退職 出勤恐怖症が蔓延する状況は、こうして「恐怖管理」から生まれてきている。「ミスをしてしまったら」、この恐怖心が乗務員を異常な精神状態へと導いている。そして、「ミス」に対する異常な「責任追及」は、精神障害を生み出す。（職場に出勤できない状況になっている乗務員が現に存在する）。

今、ミスに対する会社の「いじめ」に耐えられず、早期退職を選択する乗務員が非常に多くなってきた。退職する乗務員の心境はこうである。「早期退職することとしました。第一線の運輸職場の差別、選別、裏切り、密告、恫喝とみなさんご存じのように、異常な会社、職場と言わざる得ません。私も精神的に追い込まれ疲れました。申し訳ありません」これが仲間への挨拶のハガキです。

安全優先は働く人を人間らしく扱うことから

「安全は輸送業務の最大の使命である」。これが国鉄時代を通して言われてきた安全綱領の最初の言葉である。現実には「安全」の名を借りた「いじめ」が最大の使命化してきている。五月七日の朝日夕刊に「JR西日本対策五項目」「日勤教育見直す」とある。「安全優先はそこに働く人を人間らしく扱うことから始まる」、このことが行われない限り信用することはできない。

「起きてはならない事故」、本当の事故原因がどこから来ているのか、現場の乗務員と会社とはあまりにもかけ離れてきている。事故の翌日、乗務員が立たされて三名の管理者に囲まれていた。今日も「いやだ、いやだの嘆き声が職場の隅々に響いている。」

JR各社よ「JR西日本の出来事」で終わらせるなら必ずしつべ返しができることを覚悟しろと言いたい。

（大佛 一郎）

『職員厚遇』問題の意味するところ

— 医療保障の充実を求め、憲法改悪に反対する立場からの見解 —

『オフサイド』を誘うテクニク 1、市役所職員厚遇問題は、サッカーのゲームにたとえれば、ディフェンスラインを意識的に上げて（下げて）おいて、その前でプレーさせ『オフサイド』の反則を誘うというテクニクだといえる。

民間企業の中で、合法的手段はもちろんのこと、違法・脱法手段をも用いて、労働条件・福利厚生を大幅に切下げておいて、いまだその引き下げが、充分に進んでいない公務員職場、とりわけ自治体職場への切下げ攻撃である。

第二臨調・行革攻撃以降の常套手段だが、マスメディアをプロパガンダ機関として活用するという手法で、現在の労働者の実態、すなわち、非正規や派遣職員、臨時・パート・アルバイトなどの低賃金と無権利・無いに等しい福利厚生制度、また、大量の失業者が存在するという現状を利用して、「妬み心」を刺激する一大キャンペーンを展開している。マスメディアを使って、市民・大衆を煽動し、動員することによって、大問題として作り出してきたのである。

これは名指しされた自治体への攻撃だけではなく、全国三〇〇自治体すべてに対する攻撃として現在進行中である。平成の大合併（統廃合）が進行しているが、その合併をも巧みに利用しながら、切下げ攻撃が展開されている。

医療保障制度の充実をめざして 2、健康保険の『付加給付』という一例を紹介する。本題に入る前に、そもそも健康保険とは、万一の病気や怪我（けが）のためのもので、不幸にして病気や怪我をした場合、必要な医療が無償で受けられるというものである。事実、当初から健康保険本人は一〇割給付で、無償で必要な療養が給付されてきた。五割給付で出発した国民健康保険も、七割給付に引き上げられ、国保や健保の家族も含め、一〇割給付をめざしての運動が一九七〇年代には取り組まれた。

民間大企業健康保険組合には、家族療養付加金という制度があつて、被扶養者（家族）の二〜三割の医療費負担が何万・何十万円であつたとしても、たとえば月額二千円を控除した残り全額を、健康保険組合が払い戻す（償還）という制度が作られていた。これが基本給付にプラスする『付加給付』である。

公務員の各共済組合・健保組合は、その制度を追いかけて、それぞれ付加給付を制度化した。

政府管掌健康保険や国民健康保険には、そうした制度が作られなかったことから、一九七〇年代に老人医療や乳児医療の無料化の運動を展開し、その実現をはかり、また、国民春闘を闘う中で、健康保険法の中に高額療養費（月額三万円以上の負担は償還される）という制度が作られたのである。

一九七〇年代は、好条件のところを目標にしての、到達闘争が展開されたのであり、医療保障制度充実をめざしての、住民運動や労働者の統一闘争が取り組まれたのである。

健保一〇割給付というゴールは遠のく 3、『付加給付』に話を戻すと、私の手元に内部資料ではあるが、全国の健康保険組合・共済組合などの付加給付一覧の冊子がある。

驚いたことに、好条件であつたはずの民間健康保険組合の付加給付が、いつのまにか軒

並み二〜三万円に、またそれ以上の控除額に引き上げられ、その金額もかなり統一されており、財政状況の良いと思われる健保組合も足並みをそろえている。しかし現在なお、公務員共済組合・健保組合は、一万円程度になっている。

冒頭のサッカーゲームのたとえでいうと、民間健保組合の水準を意識的に上げて（下げた）、その前にいる公務員は『オフサイド』の反則である。

健康保険一〇割給付というゴールは、かなり遠のいたものになってしまった。

超法規の切り札『市民感覚・世間の常識』 4、現在、全国の公務員共済組合・健保組合は、その付加給付や労使の負担割合が『職員厚遇』だとして改悪の攻撃を受けている。

しかし、共済組合や健保組合は、各共済組合法・健康保険法の下、その範囲内であれば、『組合会』で自由に給付や負担を決めることができるのは、きわめて当然のことである。

福利厚生のための互助会や福利厚生団体も、地方公務員法や条例に基づくものであり、さまざまな福利厚生事業を実施することも、しごく当然のことといえる。

憲法があり、その下、法があり、それをふまえた公務員職場の労働条件や福利厚生を、あからさまに法を無視した形で一方的に剥奪できないことから、マスメディアを使って、『職員厚遇』というデマゴギーキャンペーンを展開し、市民・大衆を動員しての、市民感覚・世間の常識という名の圧力をかけ、労働諸条件切下げの攻撃を仕掛けているのである。

福祉国家憲法・福祉国家政策への攻撃 5、日本国憲法は福祉国家憲法であり、二五条などで明確に規定されている。しかし、現在進行中の新自由主義構造改革の、標的のひとつは、福祉国家政策を攻撃・破壊することであり、社会保障・社会福祉への全面的な攻撃がかけられてきており、日本独特の「企業福祉国家」と呼ばれたほど、進んだ企業内福祉も全面的に後退させられているというのが現状である。

老人医療や健康保険、公費医療や福祉医療も、一九八〇年代の第二臨調・行政改革攻撃以降、改悪につぐ改悪で、制度的な後退が続いている。これは止まるところを知らず、さらなる改悪として、高齢者医療制度なるものが予定され、高齢者に新たな高額の負担と療養給付制限（七五歳以上の高齢者に治療等の制限）が企まれ、療養給付の原則・医療保障制度が破壊されようとしている。

このような、憲法違反の法改悪がなされ、また、憲法違反の法が作られようとしているのである。

なしくずし改憲、憲法空洞化が進む 6、「工場の前で憲法は立ち竦（すく）む」ということばがあるように、この間、民間企業の労働現場では、すさまじい憲法違反・法違反が横行し、あとづけで労働基準法などの改悪・労働者派遣法などの法制化がなされている。

憲法二五・二七・二八条など各条の規定はあるものの、憲法九条と同様に、実態的に憲法に反する事実を作り上げることによって、なし崩しの改憲・空洞化策動が強められ、それが確実に進んでいる。これが憲法をとりまく現状だと言わざるをえない。

第二臨調・行革攻撃の最大の特徴とその狙いは、マスメディアをプロパガンダ機関として利用し、国鉄・国鉄労働者に対する誹謗中傷のキャンペーンを大々的に展開し、国鉄の分割民営化を強行することであり、そして、総評の解体を企図しての、その中核的組合である国鉄労働組合の分裂・弱体化をすすめるためのものであったことは、大勲位中曾根康

弘氏の自慢話・懐古談で今や明らかになっている。

また、『お座敷をきれいにして新しい憲法を安置する』という名言をも、思い出さなければならぬ。

新自由主義に基づく新憲法制定へ 7、今回もまた、社会保険庁・社会保険事務所への攻撃、職員厚遇という名の自治体職員への攻撃が、連日マスメディアを利用しての、デマゴギーキャンペーンとしてくりひろげられている。

社会保障・社会福祉の担い手である社会保険職員・自治体職員の大幅削減、社会保険庁の解体・自治体の統廃合（合併）を推進し、また、自治労をはじめとする自治体労働組合の弱体化を図るなど、さまざまな意図をもつての攻撃であることは、この間の経過を振り返れば、自ずと明らかになるのではないか。

第二臨調・行革攻撃以来、二〇数年にわたって、プロパガンダキャンペーンを積み上げ、の中で、市民・大衆を煽動・動員し、デマゴギーで固められた『世間の常識』を作り上げ、平和・福祉・民主主義憲法体制の切り崩し（お座敷をきれいにして）を進め、いまや、多国籍資本の利潤追求活動の自由を保障するための、すなわち、新自由主義にもとづく「新憲法制定」（新しい憲法を安置する）にむけて、着実に歩を進めているというのが、残念ながら実態であり、現状であるといわざるをえない。（原義弘）

予断許さぬ憲法論議

—自治労「国の基本政策検討委員会」中間報告について—

自治労は憲法「改正」の動きに対応するため、〇三年八月の大会で設置した「国の基本政策検討委員会」（以下、「検討委員会」）の「中間報告」が三月に開催された県本部代表者会議で明らかにされました。しかし、この「中間報告」の内容が自衛隊を違憲とし護憲の立場に立つことから、中央執行委員会では異議が出て、承認されたものとはなっていない。今後の日程としては、「中間報告」に対する意見集約を行い、五月二六日・二七日の中央委員会に「最終報告」を提出し、八月の定期大会で運動方針として提案されることとなります。

「検討委員会」は各地連（北海道・東北・関東甲・北信・東海・近畿・中国・四国・九州）代表、女性の代表二名、および本部五役（委員長・副委員長・書記長・書記次長・財政局長）で構成されています。

憲法「改正」をめぐるっては、大きく分けて、現憲法を守ろうとする立場と、民主党や連合の主張に自治労方針を合わせようとする立場の意見があり、「中間報告」についても、「検討委員会」ではかなり激しい議論があった模様です。

さらに、本部五役が入ってまとめたはずの「中間報告」に納得していないのか、中央執行委員会では、「最終報告」については事前に中執で確認することや、運動方針については中執で新たな意見を整理することを決定したと言われており、今夏の大会まで、予断を許さない状況と言えます。

「中間報告」の内容は、「基本的考え方」として、①憲法の前文および第九条の堅持、②現状の自衛隊は違憲状態にあり、段階的縮小と分割・再編に取り組む、③集団的自衛権は認めない、ことをあらためて明確にした点は評価できるものとなっています。しかし、

一方で、新たな平和基本法の制定や、「戦力」とは異なる「最小限防衛力」を規定することなども検討課題として掲げるなど、問題点を含んでいます。

「中間報告」が明らかにされて以降、本部には、いくつかの地連や県本部から両論の意見が寄せられており、その主な主張点は次の通りの模様で、これらが最終報告に向けた論点となる見通しです。

1、平和主義理念の尊重を掲げるだけでなく、第九条二項の堅持すなわち非武装を明確にすべきと考える。日本の平和と安全は非軍事・平和的手段で守ることを明確にすべきである。

「最小限防衛力」や「平和基本法」と第九条二項との整合性について説明を求める。警備組織は、警察・海上保安庁と統合した非軍事組織とすべきである。

2、国連待機軍構想や別組織論は基本的に第九条の改正を前提としているもので容認できず、国連決議に基づく国際貢献は非軍事面に限定すべきである。平和的手段による国際紛争の解決と国連による新しい安全保障システムの構築を求める。

3、日米軍事同盟下にある現在の状況が、国際紛争の平和的な解決を否定し、軍事力を持つ状態を作り出しているのであり、日米軍事同盟を解消し、国際的な中立の立場を明確にし、国際社会における名誉ある地位を確立することが憲法理念である。

4、環境権・人権等の新たな課題について、それを突破口に改憲の流れを作ろうとする改憲派のねらいがあり、議論・検証が必要。その上で個別法によって定めるとすべきである。

5、「平和基本法」を提起している前田哲夫氏などの言う「戦力とは異なる最小限防衛力」は憲法が理想とする非武装・平和主義理念に基づく安全保障政策の具体化をめざすための独自のモデルとして確立させていく必要があると考えるが、さらに研究を深める。

6、九三年の大会以降の大会方針には「自衛隊は違憲状態」という記述はなく、あえて「現状の自衛隊は違憲状態にあり」と表現する必然性を見いだし得ない。

連合は〇三年の大会で、「自衛隊は専守防衛、徹底したシベリアンコントロール、非核三原則を前提として認め、今後のあり方として縮小の方向を指向する」との方針を決定しており、連合内最大産別としての自治労が、自衛隊に対する認識を連合方針と合致させることは最低限の責務であると考える。

◇資料◇自治労「国の基本政策検討委員会」（二〇〇五・三・九）

国の基本政策検討委員会中間報告・要旨

自治労「国の基本政策検討委員会」は、第九条の「平和主義」と安全保障問題を中心に議論し、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を謳った現憲法の理念を、将来にわたる普遍的原則として堅持し、さらに、第九条の明文改憲・解釈改憲も許さないという基本的立場を確認した。また、深刻化した憲法と現実の乖離を埋め、現実を憲法に近づける具体的な運動の提起と実践をしていくことが求められているとの共通認識で一致した。

これまでの委員会の到達点として、次の基本的考え方にたって中間報告を行う。

1、世界の先駆的理念である日本国憲法の前文および第九条は堅持する。

2、日本は国連憲章や憲法で謳われた国際平和と人間の安全保障の実現に向けて、外交などあらゆる平和的手段による積極的な国際貢献に取り組む。

3、現状の自衛隊は違憲状態にあり、段階的縮小と分割・再編に取り組み、集団的自衛権につい

ては認めない。

- 4、日本の国際貢献は国連主導の非軍事面に限定し、自衛隊とは別組織とする。
- 5、世界の軍縮と平和の構築に向けて外交路線を転換し、これまでの米国追従から国連及びアジアの安全保障体制の構築をめざす。

I 憲法改正をめぐる情勢—省略—

II 憲法についての評価と改正についての基本的考え方

1、憲法第九条の役割・評価と課題—一部省略—

憲法は戦力の不保持を決め、交戦権そのものを否認し、戦後の平和の確立や民主主義の発展、さらには日本経済の発展に大きな役割を果たしてきた。前文および第九条の平和主義の理念は、日本と世界のめざす方向を示している。しかし、日本政府は、「非戦闘地域」「人道的支援」との解釈でイラクへ自衛隊を派遣し、憲法と現実の乖離が一段と拡大することとなった。

こうしたなかで、憲法への国民の意識や自衛隊に対する見方もかわってきている。日本と世界の平和の実現のために、私たちの努力によって憲法理念・憲法構造を確認し、再確立していく必要がある。

2、憲法改正についての基本的考え方—一部省略—

憲法の積極的平和主義の理念は、日本が武力による国際問題の解決を否定し、世界の恒久平和の実現をめざす立場を明確にしたメッセージの役割を担っている。しかし、解釈改憲が進むなかで、憲法の積極的平和理念をどのように実現していくかが問われている。

前文および第九条を変えることは、アジアからの批判・警戒を呼び起こすことは必至である。将来的なアジアとの集団安全保障の確立をめざすために、まずは、憲法の積極的平和主義理念を現実化するための運動の提起が求められる。

一方で、憲法制定時には想定しなかった環境権や人権などの新たな課題については、国民合意を前提として議論を行うことが必要であり、拙速かつ強権的な改正には反対である。

III 日本の安全保障と国際貢献のあり方

1、憲法と自衛権—一部省略—

国際法上も、学説上も、個別的自衛権は主権国家の固有の権利として認められており、日本も個別的自衛権を有していると考えられるが、行使することは認めないとする考えもあり、行使する場合の範囲や装備についても様々な意見がある。

2、集団的自衛権については、国連憲章第五一条では固有の権利として個別的自衛権とともに限定的に認められているが、日本は国際平和の維持と発展をめざしており、戦争と武力による威嚇や行使を放棄している以上、行使できないことは明らかである。

3、自衛隊の縮小と分割・再編—一部省略—

政党も国民の多くも自衛隊の存在を容認している現状があるが、自治労はこれまで、自衛隊は違憲状態であると認識してきている。まず、日本が取り組むべきことは、世界的な平和と軍縮をめざした外交努力である。それを前提に、自衛隊については、主権侵害行為に対する国土警備を主要任務とする警備的な組織、国際貢献、災害救援・復旧・環境保全などの役割についてそれぞれ別組織とする再編、改組を行い、段階的縮小を進める必要がある。

4、日本の国際貢献のあり方—一部省略—

憲法前文にある積極的平和主義は、国連憲章の理念および国連による安全保障システムの確立と表裏一体のものである。こうしたことから、非軍事に限定した国際貢献活動を行うことを前提に、憲法前文を立脚点として日本も国連を中心とした国際協調をめざし、国連決議に基づく国連主導の国際平和協力活動に参加・協力し、世界の軍縮と安全保障の確立に積極的にイニシアチブを発揮することが必要である。

なお、この場合についても、国際救援活動、選挙監視活動、紛争の解決や平和構築、貧困・経済格差を解消するための国際協力活動、治安警察活動等あくまでもPKO参加五原則を満たした非軍事的分野での参加に限定される。

さらに、自衛隊を海外における国際貢献活動に参加させることは、憲法上の理念上認められない。

そのため、海外での活動については、国際社会の紛争解決と平和構築を目的とし、自衛隊とは別の非軍事の組織を創設し、紛争国や国連の要請内容、派遣国の状況を考慮した上で、派遣することが適当と考える。

IV 平和基本法（仮称）の制定と日本の外交戦略の転換

1、平和基本法（仮称）——一部省略——

憲法の平和主義の理念に基づく世界の軍縮と平和の実現を具体化し、第九条の解釈を普遍的で拘束力のあるものとする新たな「平和基本法」（仮称）を制定するということは、日本の外交戦略を転換し、非軍事面での国際貢献の強化と自衛隊の縮小、分割・再編の軍縮プログラム、アジアの安全保障体制の構築と日米安保・日米地位協定の抜本的見直しを実現する有力な考え方である。

「平和基本法」（仮称）の内容は、外交を中心とする平和的手段により国際平和と軍縮の実現をめざすことを理念に掲げ、①自衛隊の縮小、分割・再編と「戦力」とは異なる「最小限防衛力」の規定、②核・大量破壊兵器の保有・製造・持ち込みの禁止と武器の輸出禁止、③集団的自衛権の禁止と宇宙空間の軍事利用の禁止、④国際貢献のあり方と国際貢献のための新たな組織の創設などの規定、⑤文民統制の堅持と徴兵制の禁止、などを明記する必要がある。なお、海外における災害救助活動については、専門とする組織を創設することが適当である。

ただし、平和基本法の制定を提案すること自体が改憲や自衛隊の容認につながることを危惧する慎重な意見が提起されており、「戦力」とは異なる「最小限防衛力」の規定など具体的な内容については、さらに検討する必要がある。

2、アジアの安全保障体制——一部省略——

過去の侵略戦争と植民地支配についての謝罪を国家として行い、その歴史を次世代に教育することで、アジアの国々との信頼関係をつくり、アジアの平和を構築する必要がある。

これまでの米国一國依存の外交と安全保障政策を脱し、日本自らがアジアとの連携強化をめざす必要がある。

3、日米安保と地位協定の抜本的改正——一部省略——

将来的には日米安保条約を平和友好条約に転換するとともに、日米地位協定の抜本的改正や沖繩をはじめとした在日米軍基地の整理縮小を実現することが必要である。

V 憲法の諸問題——一部省略——

今後も憲法で規定されていない権利が現れることが予想され、人権・平等、国の機構、環境、教育、労働基本権、憲法裁判所等憲法制定時には存在しなかった課題がある。こうした課題については、最終報告に向けて検討をすすめる。

「改憲」新聞はソレ行け、「護憲」新聞は迷い

——新聞ジャーナリズム、五月三日「社説」——

日本国憲法誕生日の五月三日、各紙は社説で憲法への視点を掲げる。毎年のことで今年に限ったことではない。今年は「特別」の年である。衆・参憲法調査会他、すべての「改憲」勢力が案を競い合う。ジャーナリズムは判断を迫られる。

改憲を社是とする『読売』は「新憲法へと向かう歴史の流れ」と題し、国民投票法案成立を次の目標に定めた。『産経』は『不磨の大典』に風穴を「まず九条と改正条件の緩和」と、九条改「正」を喫緊の課題とする。財界の意を反映する『日経』は、「成熟した民主国家にふさわしい憲法」と、衆院優位の制度改革を唱える。

「改憲」に距離を置く『朝日』は「世直し気分と歴史の重さ」と題し、論説委員会の「迷い」を反映するかのように、主張は「改憲の利害特失を見極めよ」というだけ。『毎日』は「改憲への三原則三点を確認する——まず集団自衛権に決着を」と、国連常任理事国入りエネルギーを注げとトンチンカンな主張を掲げ恥としない。首都圏でもっとも進歩的との評価が高い『東京』は「見過ごせぬ」戦後「否定」と、明治憲法下の価値観と現憲法下の価値観を対比する。

巨大ジャーナリズムのアキレス腱は発行部数。改憲反対か賛成か、新聞ジャーナリズムは、憲法以上の岐路にある。

情報技術革命と電話サービス

— コールセンターの組織化(上) —

コールセンター(顧客電話サービスセンター)は、ハイテクを駆使した、一見特に女性の間で人気の高い職場だが、高い転職率に注目すれば、違う側面が見えてくる。組織化が難しいという問題もあるとセリア・メイザーが報告する。

拡大するコールセンター

数字が全てを物語っている。アメリカではコールセンター(顧客電話サービスセンター)で働く労働者の数は既に労働人口の三パーセントを占めていると言われている。ヨーロッパでは、この割合は一・三パーセントで、オーストラリアでは、約三十五万人がコールセンターに雇用されている。これらの国では、コールセンターの新規雇用件数が年率二〇〜二五パーセントの割合で増加している。

コールセンターにおける雇用拡大は一部の途上国にも見られる。多量の業務が先進国から途上国へ移転されているからだ。英語での対応が必要な業務はインドや南アフリカへ、フランス語なら北アフリカ、スペイン語なら中南米、ドイツ語は東欧へそれぞれ外注される。一方で、複数言語の業務処理能力を備えたコールセンターも各国で増えてきた。

最先端のグローバル通信技術もまた、顧客サービスを海外へ「逃避」させるのに一役買っている。ちようど少し前に製造業が海外へ逃げていったのと全く同じだ。

コールセンターが提供するサービスは実に幅広い。私は英国に住んでいるが、自分の銀行口座の残高を調べようと思えば、インドのハイデラバードにいる人間と電話で話すことになるだろう。

先日、自宅から目と鼻の先にある、ある企業の電話番号を調べる必要があったのだが、南アフリカのヨハネスブルクに勤務する従業員と話をしていたことが分かった。

失業率が高く、平均年収の低い地域にコールセンターをもっていくことで、企業は労働コストを大幅に削減することができる。インドでは、コールセンターで働く労働者の数が二〇〇八年には一〇〇万人を超えるという指摘もある。

インドは、スキルを備え、高等教育を受けた、英語が話せる労働力の宝庫で、しかもそのような労働者を英国と比較して一五パーセント以下の賃金で雇うことができる。さらに、インドの方が労働時間も一週間につき六時間長い。

多くの国で、コールセンターの労働力に女性が占める割合は高く、通常は五割から七割を女性が占めている。年齢的に見ると、三〇歳未満の女性が大半だ。しかし、サービスの内容によっても女性の割合は異なる。

直接一般市民に対応するタイプのコールセンターでは、従業員の大部分を女性が占めるが、コンピューターのソフトウェア・サポートサービスなどでは、企業は男性を主に雇う傾向が強い。

女性はほとんどのコールセンターが採用する柔軟なシフト制とパート労働という働き方が育児との両立に向いていると期待してコールセンターの仕事を選ぶが、英国で行われた調査から明らかになったように、労働者が直前にシフトを変更できる、あるいは託児所を備えたコールセンターは多くはない。

交通運輸産業の動向

アメリカン航空とブリテイッシュ・エアウェイズは、一九八〇年代末に世界に先駆けて事務部門と発券業務を低コスト国に移転した。

最近の動向としては、民営化された鉄道産業が、発券や案内サービスを外注している。フランスのSNCF（フランス国有鉄道）の中央予約システムは現在、ヴィヴェンティ・グループのセジエタル社がモロッコから運用している。

二〇〇四年二月には、ロンドンの地下鉄の案内サービス業務がインドに移管し、ロンドンのコールセンターで一日七千〜一万件の問い合わせを処理していた約八〇人の従業員が失業に追い込まれるかもしれないという噂が広まった。このニュースは、英国鉄道の案内業務のインドへの移転計画の直後に出てきた。

しかし、国外移転されているのは、発券業務や情報サービスばかりではない。多くの企業が給与計算、データ入力、請求書作成、文書処理、ソフトウエア・プログラミングなど、多岐に渡る業務を外注している。コールセンターで働く労働者の総数には、そういったあらゆる種類の業務につく労働者が含まれている。

全ての業務が下請け会社に外注されるわけではない。中には、ある業務を再編した上、同じ企業内のコールセンターに移管する場合もある。例えば、ドイツのルフトハンザ航空は、コールセンター業務専門の子会社、グローバル・テレセールスに世界八カ国のコールセンター業務を任せており、そこからルフトハンザ航空の予約・発券業務はもちろん、スターアライアンスに属する他の航空会社へのサービスも提供している。

海運産業では、ヨーロッパのP&Oフェリーが各地のコールセンターを閉鎖し、業務をオランダのユーロボートと英国のドーバーの二箇所に集中させ、八〇〇人を雇用している。

ウェブсайт、音声、テキストによる通信を統合する、ウェブ対応のコールセンター（WECs）の出現が次のステップになるだろう。これにより、雇用の面ではまた大きな影響が出てくることになる。

コンピュータ人間

コールセンターの職場はどんな様子だろうか？ 二〇〇一年に英国のナショナルセンター・TUC（労働組合会議）が国内のコールセンターの労働条件を調査する電話サービスを開始した際、電話が殺到した。最も多かった苦情は、いじめ、長時間労働、達成不可能なノルマ、一般的な満足度の低さに関するものだった。「九〇年代の工場労働に似ている。仕事の八割が機械的作業で、次から次へと電話を取らなければならない。そのうちに、まるで自分がコンピュータ人間でもあるかのように感じられてくる」とある英国人女性が調査員に語ったという。

コールセンターは「ニューエコノミーの工場」と呼ばれてきた。その形態は製造工場がそれぞれ異なるのと同様に様々だ。二千人もの従業員を抱える巨大センターもあれば、五人しか従業員がいないセンターもあり、その他、両者の中間の様々な規模のセンターが存在する。

典型的な、仕切りのないオフィス環境は若者には好まれるかもしれないが、現実には、従業員どうしがおしゃべりをする時間などほとんど無い。何時間も孤立して業務にあたり、

一人一人に与えられる業務の幅は狭い。一方で、従業員はソフトウェアにより一日中監視されている。一本の電話に二分以上費やした場合、売上率が低い場合、電話が鳴ってから六秒以内に受話器を取らなかつた場合などには、アラームが作動するようになっていゝともある。

労働者の話では、応対の質よりも、時間的なことばかり重視されることが大きなストレスになり、やる気を失わせるといふ。さらに、一日中コンピュータの前に座っているため、目の痛み、腰の痛みなどが激しく、しだいに「ただただ電話から解放されたい」といふ欲求が頂点に達していくといふ。(つづく)

◇資料◇ 衆院憲法調査会中山太郎会長のインタビュ

— 衆院憲法調査会の最終報告書をどう評価するか。野党の一部には、多数意見を明記したことに反発もあるが。

「息の長い仕事だった。主権者の代表として意見を言っているのだから、どの意見が多かつたという形でまとめるのが最も民主的だ。(明記しないと)結論なしの討論会になってしまう」

— 全党が参加したことで、取りまとめも難かつたのでは。

「野党(の発言)は、制限時間をオーバーしても大目に見た。少数意見でも、中途半端に打ち切ることではできない」

— 今後、新たな調査機関の設置が焦点になるが、自民、公明、民主三党の協議の見通しは。

「国会中にスタートするだろう。(新たな機関は)常任委員会にするか、特別委員会にするか。まずは、(憲法改正手続きを定める) 国民投票法案の審議に限って設置される可能性が強い。国民投票法案は年内には成立するだろう」

— 来年以降の焦点は。

「憲法改正の議案調査権、すなわち草案づくりだ。(調査会が行つた) これまでの五年間の議論をあまり出す」

— 具体的に改正草案をつくる時、衆参が別々に議論しては意見集約が難しいのでは。

「両院での協議会ができるだろう。そこでは公聴会をどんどんやり、軍事、外交専門家も呼ぶ」

— 国民に憲法改正を發議するまでのめどは。

「論点を絞れば、五年以内ということもあり得る。国際情勢も変わっているから、十年たつて改正するなんて冗長なことは言つてられない」

— 国会での議論と並行し、自民党は独自の改憲案策定を進めている。

「日本人のたどつてきた歴史、地理的環境などを踏まえ、自民党らしいものを模索しているのではないか」

— 自民党らしさを打ち出すことに、民主、公明両党は抵抗感がある。

「話し合つたらいい。日本人同士なんだから」

— 改憲案取りまとめに向けた課題は。

「国民的な議論がまだ足りない。国民投票法案が成立すると、(改憲の是非を判断する) 権力が国民自身にあるという意識が強くなるだろう」

〔東京新聞〕四月十六日

◇読者からのおたより◇

ふるさと銀河線廃線へ ふるさと銀河線(ちほく高原鉄道ふるさと銀河線)がどうとう廃線になることが決まりました。明治四四年に開通し今日まで九三年間、道東の北見と十勝(池田町)を結び、地域住民の足としてあつた鉄道です。国鉄分割民営化で一九八七年に旧「池北線」が廃止され、第三セクター「ちほく高原鉄道株式会社」に引き継がれ、「ふるさと銀河線」としてスタートしました。廃線の主要原因は低金利政策で経営安定基金の利息が激減したこと、地域の過疎化等にありま

す。JR三島会社の安定基金一兆円が厚い庇護におかれていたのは赤字だったから、赤字の線路を第三セクター化

(帯広・S) 編集部より 国鉄分割民営時に廃線とされたのは赤字だったから、赤字の線路を第三セクター化

したからといって黒字には絶対になりません。時間をかけて線路を取っ払うこそくなくやり方です。逃げるなNHK 裁判でライブドアが勝った。フジ・サンケイグループの、国際常識に反する、なりふりかまわぬやり方はブルジョワ法でもNOという当然の結果である。日本の右派言論の代表格が右往左往した、ヒステリックに恥をさらしているのは醜態だ。ところで、重大なNHKの不祥事報道はどうなった？ ライブドア報道を隠れみのにして、NHKのうみを出す作業が放棄されている。この重要問題を継続報道すべきだ。NHK報道のひどさを正すチャンスだ。逃げるな！NHK。

編集部より NHKへの聴視料不払いはすでに百万件を超えています。私の周囲でも「やめようか」の声が続出。さらにふえること必至です。(東京・Y)

「兵庫たたかう仲間の集会」 四年前に始まった「兵庫たたかう仲間の集会」。これまでの枠組みや形にとらわれず、もう一度労働運動を大胆に作りなおそうと思う人たちが集い、始まりました。

集会は、尼崎地区労の酒井議長の開会のあいさつで始まりました。内容は、「新自由主義という爆弾が次々と落とされているが、労働者部隊の足並みがそろっていない。経営者側と対抗するための結集軸が必要になっている。この集会を、日本における労働者大会のスタートにしよう！」と力強いものでした。その後、自治労臨職評、神戸ワーカーズユニオン、国労闘争団、全港湾本四海峡バス分会から工夫を凝らした報告が続き、続いて明石からは「子午線の街から改憲阻止のうねりを！」と題した平和の取り組みを報告しました。報告の最後は、武庫川ユニオンの小劇「三菱電機ライブドア」が、労働者の悔しさや力強さが伝わってきました。集会後ホテルオークラと本四海峡バスの本社前を通るコースで、元町駅までデモ行進を行いました。(兵庫・A)

編集部より かつての県評のような県センターが着実につくられているということですね。全国の仲間が兵庫との交流をさらに強める必要があります。

能力主義 中世・近世のいわゆる前近代の、身分差別や世襲制などを打破していくのに大いなる功となったものに、平等や自由、人権の人間観・理念がある。能力主義は、これと分かち難く生じたもので、競争、市場原理「結果を出す」(よくスポーツでいわれていますね)の成果主義評価などと不可分の考え方である。

憲法や教基法は平等主義的な、近代の理念の缶詰だが「能力に応ずる：」(第三条)という文句があるように能力主義と平等主義とはセットになって、近代社会に浸透していった。つまり、今日に至って、かつて「解放の原理」だったものが、新たな「呪縛の原理」に変質し、しかも容易なことでは否定できないものになってしまった。(元教師・H)

編集部より 労働と資本の関係は平等、公正、公平じゃない。だから労働組合が自然発生的に生まれましたよね。その労働組合が能力主義を資本以上に推進することに問題があるんですね。

組合員の死を実績にリンク

— 農協職場とJR西日本 —

今回のJR西日本の脱線事故で、JRの安全よりも収益を優先する体質が、そしてそういう企業文化が蔓延していることが、明らかになっています。新自由主義の大競争時代では、それが常態化したことだと言います。私の職場の農協もその例に漏れません。

先日、農協の組合員のAさんがなくなりました。そのことが、農協に連絡があり、支店長はじめ、最初に吐き出した言葉が「彼の債権回収できるか」ということでした。Aさんは、農協に多額の借金をし、それが滞納し、不良債権化しているのです。まずは、農協に加入している「生命共済」(保険)を確認しました。そうしたら一千万円入っていたので、支店長いわく、「よかった。死んだおかげで回収できる」そして、「回収実績がある」ということでした。組合員の死を自らの実績とリンクするといふ、まさに情けない、とういしかありませんでした。

農協も、他の金融機関の例に漏れず、不良債権の回収に血眼になっています。経営者から、年間の回収目標が示され、その目標に到達しないと、「実績主義」という成果給に大きく影響します。経営者からの締め付けが彼のその言葉に表れたということは想像に難くないのですが、組合員を大事にして、そしてそのふれあいを最も重視してきた農協ですらこのような状態なのです。それも、ここ数年間で農協もこのような「企業文化」になってきたのです。JRことをとやかく言えるような状態ではないのです。それでも、職場では、「JRはひどいな」という声が出てきます。

おそらく、このような状況は農協だけではないと思います。人の命よりも収益を優先するような企業文化は、今に始まったことではありませんが、今回の事故を機会に、自分たちの職場にも目をやってほしいものです。(畠山 勝巳)